

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 30 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【主な改正点】

- 市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとする改正。
※本改正の趣旨や留意事項等をお示しする通知を別途発出する予定。
- 就労選択支援の施行に伴う改正（様式第 1 号、様式第 7 号）。
- 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 202 号）による「低所得 1」の区分の判定条件の改正に伴う改正（様式第 1 号、様式第 7 号）。